

# 第1回定例会

## 平成24年度一般会計並びに

### 4 特別会計予算を可決（総額58億7,718万円）

- ・ 武道場建設（2億3,872万円）
- ・ 中央地区街路灯更新（3,500万円）

平成24年第1回定例会は3月6日開会し、一般質問に5議員が登壇、平成23年度補正予算4件、条例の廃止1件、町道路線の変更1件、平成24年度一般会計予算並びに4特別会計予算、条例の制定1件、条例の一部改正5件、指定管理者の指定4件について審議し、原案を可決承認し3月17日に閉会した。

### 条例の制定

▼新十津川町住宅耐震化等促進条例の制定

・住民の安全安心を確保するため個人住宅の耐震診断や耐震化工事、住宅の省エネ化を促進すべく、調査費や工事費の一部助成を定めた。ただし、この条例の適応期間は平成28年3月31日までとなっている。

### 条例の改正

▼新十津川町税条例の一部改正

・地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正。

▼新十津川町手数料徴収条例の一部改正

・運転免許証を自主返納する町民に希望があれば住民基本台帳カードを無償で交付するための改正。

▼新十津川町中小企業事業資金補償融資条例の一部改正

・景気低迷が続いており、現条例の適応期間を平成27年3月31日まで延長する。

▼新十津川町英語指導助手の設置に関する条例の一部改正

・語学指導を行う外国青年招致事業の報酬額の見直しを実施されることから、本町でも同様の改正をおこなった。

### 指定管理者の指定

町は公の施設の管理代行をさせるため、次のとおり指定管理者を指定した。

▼【施設名】新十津川町サン

ヒルズサライ、新十津川町ケビン村ヴィラトップ、新十津川町物産館、新十津川町農産物加工センター

▼【指定管理者】

新十津川総合振興公社  
代表取締役 佐川 純

【指定期間】

平成24年4月1日から  
平成29年3月31日まで

▼【施設名】新十津川町新規

就農者技術習得センター

▼【指定管理者】

ピンネ農業協同組合  
代表理事 組合長  
宮本 英靖

【指定期間】

平成24年4月1日から  
平成26年3月31日まで

▼【施設名】新十津川町青年

会館

▼【指定管理者】

新十津川町青年協議会  
会長 深瀬 直人

【指定期間】

平成24年4月1日から  
平成27年3月31日まで

▼【施設名】新十津川尚武館

▼【指定管理者】

新十津川尚武会  
会長 白石 昇

【指定期間】

平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで